

## 委員から事前にいただいた御意見等について

No.	該当箇所			委員	意見等内容	担当課室回答
	資料No.	ページ	項目等			
1	1・2		施策の柱1 総合的な支援 体制の整備・ 充実	関委員	<p>犯罪被害者等の親の相談（課題）とその子どもが不登校になった場合等、当該世帯の複合的な相談（課題）に対するケースマネジメントはどの相談機関が行うのか？</p> <p>複合的課題をケースマネジメントなしに個々に支援を行うと相談者が複数窓口のたらいまわしにあう。</p> <p>生活困窮者自立相談支援制度の場合は、自立相談支援機関が総合相談窓口としてケースマネジメントを行い、当該世帯の支援計画をつくり、相談者本人の同意を得て関係機関・団体（学校やスクールソーシャルワーカー等含む）が支援調整会議を開催しながら連携し世帯の課題解決を行っている。生活困窮者自立相談支援機関の相談窓口へ繋がれば総合相談・支援が可能であるが。</p>	<p>【男女共生課】</p> <p>複合的な課題があり、複数の機関による支援が必要となる事案につきましては、関係機関による会議を開催するなど、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう対応することが必要であると考えております。</p> <p>そのため、市町村職員に対する説明会や研修会の開催、犯罪被害者支援ハンドブックの作成など通じ知識習得や対応方法についての支援を進めているほか、各種会議や研修への参加、情報共有など他機関との関係構築に努めております。</p> <p>引き続き、関係機関との連携協力による支援ができるよう、取り組んでまいります。</p>
2	1 2	22 15	施策番号 54	関委員	<p>平成30年の生活困窮者自立支援法改正により、法第3条（定義）が「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。」と規定されたことから、単なる「日常生活支援」ではなく、「1 総合的な支援体制の整備充実、1 相談及び情報提供等」の項目に入れて、総合相談の一翼を担う位置づけにする考え方もあるのではないだろうか。</p> <p>※下線部分の主な対象者像は、8050問題、ダブルケア、引きこもり、不安定就労、精神的不安定、不登校、多重債務、住居不安定、ニート、DV・虐待、犯罪被害、いじめ・・・等顕在化していない課題も含めている。</p>	<p>【男女共生課】</p> <p>施策番号54生活困窮者自立相談支援機関による支援につきましては、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対する支援という観点から、施策の柱2生活再建のための経済的支援   基本的施策7日常生活の支援に位置付けました。</p> <p>次期計画改定の際に、どの項目に盛り込んでいくのが適当であるか御意見を踏まえ検討してまいります。</p>
3	1・2			関委員	<p>来年度に向けた提案です。</p> <p>今回の資料1・2は、県の施策（4つの柱ごとの基本施策）の事業一覧の資料として網羅されており評価できる反面、事業数が多く焦点がぼやけてしまう印象をもった。</p> <p>したがって、下記の一覧表を作成することによって施策がよりわかりやすくなり、評価しやすくなると思うのでご検討願いたい。</p> <p>◎一覧表の事業を実施圏域（県域・市町村域・小中学校域・小地域）ごとに分類した一覧表にし、なおかつ重点（中心）施策と付随する施策（例：重点・中心施策は◎、付随施策は○）に分けるなどして作成する。（別紙一覧表作成例参照）</p>	<p>【男女共生課】</p> <p>御提案ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所			委員	意見等内容	担当課室回答
	資料No.	ページ	項目等			
4	1	27	施策番号 77	関委員	<p>「犯罪被害者等見舞金制度の創設及び運用」について、R5. 4. 1現在21市町村で支給制度整備済ということで、県内全市町村で制度化（要綱整備等）されるよう働きかけてほしい。</p> <p>ちなみに、かつて本県での「成年後見制度利用促進事業（国・県・市町村負担で成年後見制度の申立てに要する経費や後見人・保佐人報酬助成）」について、市町村において要綱整備はしているが申し立てケースがないことから予算を計上しておらず助成ができていなかったことがあった。</p> <p>「犯罪被害者等見舞金制度」についても市町村での制度化と同時に毎年度予算化することを指導してほしい。</p>	<p>【男女共生課】</p> <p>見舞金等制度につきましては、令和4年4月1日現在で3市町村での制定でしたが、令和5年4月1月現在では、21市町村となっております。今年度も5、6月に県内7方部で市町村説明会を開催し、その必要性や制度の説明、要綱等を制定する際の作成例の提供などを行ったところです。</p> <p>引き続き、県内市町村での取組が進むよう、市町村からの個別の相談にも丁寧に対応するなど、支援してまいります。</p>
5	1	27	施策番号 77・78	宮下委員	<p>令和4年9月の会議の際、見舞金等の対象となる事件について令和4年7月末時点の件数をご報告いただきましたが、その後の件数をご教示ください。</p> <p>見舞金制度及び転居費用助成金等の制度が整備されていない市町村では県の制度も活用できないとのことですが、県の要綱が制定・運用が開始されて1年が経過しても、同制度が整備されているのは21市町村に過ぎないということであれば、今後も県の見舞金等制度が活用される機会は非常に限られてしまうのではないかと懸念されます。見舞金等制度の積極的な運用方法について検討する必要があると思いますが、検討されている点があればご教示ください。</p>	<p>【県警本部】</p> <p>県内の認知状況（支給対象となり得る主なもの（殺人、強盗、不同意性交等、傷害、不同意わいせつ））</p> <p>令和4年1月～12月 228件 令和5年1月～6月 148件（前年同期比+41件）</p> <p>※傷害については負傷程度が療養1か月未満のものなど、支給対象外事件も含む。</p> <p>【男女共生課】</p> <p>見舞金等制度の運用方法につきましては、県と市町村が一体となって支援していくことが必要であり、また、最も身近な行政窓口である市町村を申請窓口とすることで被害者等の申請手続きの負担を軽減するという観点から、市町村への補助制度といたしました。</p> <p>引き続き、市町村における見舞金等制度の整備が更に広がるよう努めてまいります。</p>
6	1	26	施策番号 74	宮下委員	<p>令和4年度における県内の犯罪被害給付金の支給状況（支給・不支給件数、支給額、申請から給付までの期間等）をご教示ください。</p>	<p>【県警本部】</p> <p>支給・不支給件数及び支給額につきましては、個人が特定される恐れがあることから、回答は控えさせていただきます。</p> <p>なお、申請から給付までの期間は平均300日となります。</p>

(一覽表作成例)

福島県犯罪被害者等支援計画 令和5年度取組状況

基本目標

施策の柱1

基本的施策1

【圏域：県域】

施策番号	施策名	重点等	事業名	令和5年度実施事業等概要	事業費（千円）	担当部局等	担当課室
		◎					
		◎					
		○					
		○					
		○					

【圏域：市町村域】

施策番号	施策名	重点等	事業名	令和5年度実施事業等概要	事業費（千円）	担当部局等	担当課室
		◎					
		◎					
		○					
		○					
		○					

【圏域：小中学校域】

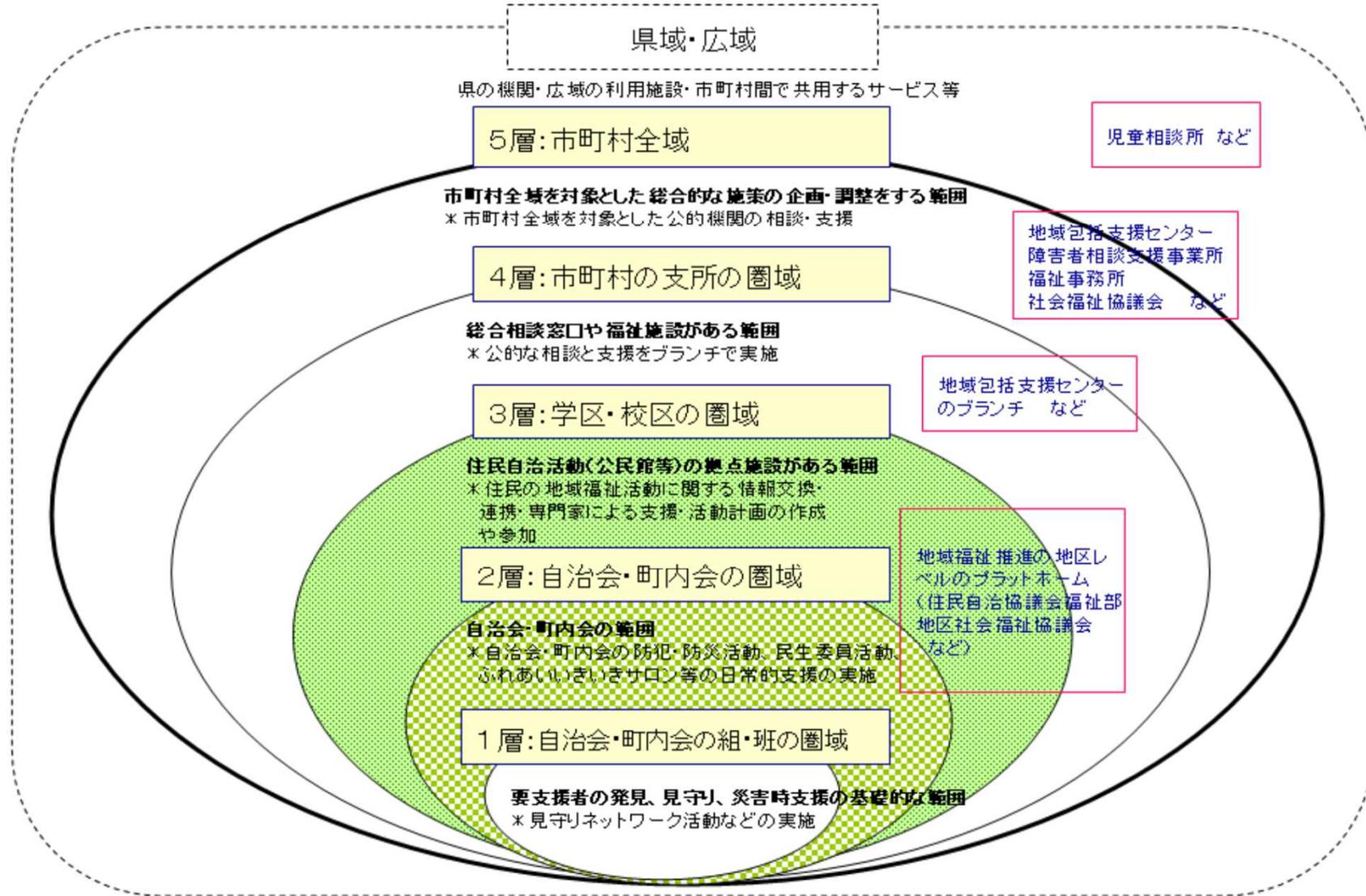
施策番号	施策名	重点等	事業名	令和5年度実施事業等概要	事業費（千円）	担当部局等	担当課室
		◎					
		◎					
		○					
		○					
		○					

【圏域：小地域】

施策番号	施策名	重点等	事業名	令和5年度実施事業等概要	事業費（千円）	担当部局等	担当課室
		◎					
		◎					
		○					
		○					
		○					

## 重層的な圏域設定のイメージ

(ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる)



# 地域力強化をとりまく様々な資源と 地域における協議の場

第2回地域力強化検討会  
平成28年10月18日

資料 4

・このほかにも、環境、防災、産業  
など様々な協議の場がある。

